



自転車の一 定の交通違反に

い ち ゆ る 「 青 切 符 」 が 導 入

自転車を利用する皆さん

令和 8 年 4 月 1 日から

対象年齢 16 歳 以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続が変わります。

なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象
車両

自
転
車

対象となる行為 113 種類



反則金額は**原付バイク**と同等
(最高額 12,000 円)

▶▶ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。
また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。



自転車は車両の仲間です



交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、**交通反則通告制度(いわゆる青切符)**による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為 ※原則は指導警告

検挙の対象

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

～ 交通違反として検挙された後の流れ～

手続が変更!!

